

評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人オレンジクロス（以下「当法人」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員の報酬は、評議員会に出席する毎に、1日につき20,000円（源泉徴収後）とする。ただし、定款第17条の定めた全評議員の報酬の年額の総額を超えるときは、これを支給しない。

- 2 常勤理事の報酬は、月額200,000円とする。
- 3 常勤理事以外の理事の報酬は、理事会又は評議員会に出席する毎に、1日につき20,000円（源泉徴収後）とする。
- 4 監事の報酬は、次に定める額の合計額とする。
 - (1) 会計監査・業務監査の報酬として、1年度につき200,000円
 - (2) 理事会又は評議員会に出席する毎に、1日につき20,000円（源泉徴収後）
- 5 役員等には役員賞与及び退職慰労金を支給しない。
- 6 理事及び監事の報酬は毎年総額500万円を越えないものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額の変更は、評議員会の決議による。

(報酬等並びに費用の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 支給日については、報酬発生の当月末に支払うものとする。

(費用)

第6条 当法人は役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく実費で支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規定に準ずる。

(旅費交通費の支給)

第7条 役員等が遠隔地から評議員会及び理事会に出席する場合又は役員等が当法人の業務上の必要性に基づいて出張する場合には、当法人の役職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（理事長）が別に定める。

附則

この規程は、当法人の設立日（平成26年7月1日）から適用する。

平成27年1月1日 改定

平成27年6月1日 改定

平成28年6月1日 改定

平成29年6月15日 改定